

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

## マーケティング

### 「ご当地グルメ」も商標法で保護へ 登録しやすく地域団体商標制度改正

全国各地で地域開発の有効な手段に定着した「ご当地グルメ」の人気は過熱気味。そこで、特許庁は暖簾・看板に模倣などがないようにと、商標法(「地域団体商標制度」)を改正する方針を固めた。例えば「讃岐(さぬき)うどん」は東南アジアでは模倣が横行している。

昨年10月に北九州市で開かれた「B-1グランプリ」では、63の地域団体が参加し過去最高の61万人超の来場者を記録した。最優秀賞には「八戸せんべい汁研究所」(青森県)が選ばれた。

ご当地グルメとは、日本の特定地域内において、伝統にこだわらず開発・発祥・定着した料理の総称。その経済効果も大きく、役所も企業もマーケティング戦略・地域活性化の有効手段として強力なブランド品を模索している。

しかしご当地グルメに勝手に便乗するケースも急増し地域で小競り合いが起り、訴訟沙汰もある。特許庁はこれまで便乗商法などの保護に、農協や漁協といった事業協同組合などにしか登録資格を与えなかった。

一方で「地域団体商標制度」は登録の当落線が分かりにくい、などの声が以前からあった。

すでに知名度のあった「喜多方ラーメン」(福島県)は新たに事業組合まで作って登録申請を行うなど申請は煩雑だった。

今回ご当地グルメを推進する団体が新たに法人を立ち上げなくても、NPOや商工会などが取得できるよう簡素化され歓迎されそうだ。

## 税務会計

### 消費税引上げ時の住宅購入に補助 8%引上げ時に10~30万円を給付

自民・公明両党は、住宅取得に係る消費税の負担増を軽減するため、消費税引上げ時に現金による給付措置を実施する方針を固めた。

具体的には、消費税率が8%に引き上げられる2014年4月以後の住宅ローン利用の購入者には、年収510万円以下を対象に現金10万円~30万円を給付。10%引上げ時の2015年10月以後は、年収775万円以下を対象に現金10万円~50万円を給付する。これらは住宅ローン減税と合わせて適用される。

一方、自己資金での住宅購入者には年収要件に加え年齢制限も設けた上で現金による給付を行う。50歳以上、年収650万円以下を対象に、8%時に最大30万円、10%時に最大50万円を支給する。

住宅は取引価格が高額なため消費税率引上げの影響が大きく、税率引上げ後の住宅需要の冷え込みが予想されることから、2013年度税制改正では、本年末で期限が切れる住宅ローン減税や自己資金での住宅購入者に対する減税を拡充した。

ただし、所得税・住民税額が減税による控除額に満たない所得層は減税の恩恵を十分に受けられないという問題があったため、2013年度税制改正大綱では、この層に対しては減税措置と併せ特例的な給付措置を行うことにより、消費税負担増を緩和するとし、給付措置の具体的な内容をこの夏までに示すとしていたが、このほど、ようやくその給付措置の概要が明らかになったわけだ。

## 今週のキーワード

### 地域団体商標制度

これまで農産物の地域ブランドや伝統工芸品が中心だった「地域団体商標制度」の登録条件を緩和し、ご当地グルメを保護し、制度を活用できるようにする。「大間まぐろ」(青森県)、「草加せんべい」「深谷ねぎ」(埼玉県)のような地域名と商品名を組み合わせた名称の登録制度品を今後、増やすのが狙い。平成18年に特許庁は地域ブランド育成のため、通常の登録よりも手続きを簡略化した新制度を設け、商標法の壁を低くした。しかし海外での工業品の模造品などに手を焼く。